

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検察庁車	<p> 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査に使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪捜査に必要な特種な設備を有すること。 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式及び着脱式のものを除く。）及びサイレンを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。